

施策評価（令和 4 年度）

施策評価調書

戦略 5 誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略			
施策 5－5 次代を担う子どもの育成			
幹事部局名	健康福祉部	担当課名	地域・家庭福祉課
評価者	健康福祉部長	評価確定日	令和 4 年 8 月 29 日

1 施策のねらい（施策の目的）

次代を担う子どもたちが健やかに育まれる社会を実現するため、複雑な事情を抱える子どもへの支援を強化するとともに、全ての子どもたちが生涯を通じて心身ともに健康に過ごすことができるよう、学校との連携により心と体の健康教育を推進します。

2 施策の状況

2－1 代表指標の状況と分析

2-1 代表指標の状況と分析							施策の方向性(1)		
代表指標①		年度	現状値 (H28)	H29	H30	R元 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考
里親委託児童数(人)		目標			22	25	28	31	ファミリーホーム による措置児童 数を含む。
		実績	16	19	25	27	36	48	
		達成率			113.6%	108.0%	128.6%	154.8%	
出典:県地域・家庭福祉課調べ		指標の判定			a	a	a	a	
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国	47位	47位	46位	44位	36位	判明時期 未定	里親委託率
		東北	6 位	6 位	6 位	6 位	6 位		
	平成29年度から令和元年度まで里親支援コーディネーターを配置したほか、2年度から里親養育を包括的に支援するフォスタリング機関事業を開始し、里親制度の普及啓発、委託里親への支援などの各種施策を強化した結果、前年度に引き続き目標を達成した。								
	令和3年度の里親委託率(速報値)は24.2%(全国平均及び全国順位は未判明)となり、前年度から6.6ポイント上昇している。								
	- 全国の令和2年度末の里親委託児童数は7,707人である。一方、本県は3年度末で48人となり、前年度から12人増加している。記録が残る平成21年度末の22人からは26人の増加で、過去最少となった26年度末の13人と比較すると、35人(約3.7倍)増加となっている。 - 里親委託率でみると、近年は向上し全国平均に近づいているものの、引き続き取組を強化・継続していく必要がある。								

※ 指標の判定基準

「a」：達成率≥100% 「b」：100%＞達成率≥90% 「c」：90%＞達成率≥80%

「d」：80%＞達成率 又は 現状値＞実績値(前年度より改善) 「e」：現状値＞実績値(前年度より悪化)

「n」：実績値が未判明

2－2 成果指標・業績指標の状況と分析							施策の方向性(3)		
成果・業績指標①		年度	現状値 (H28)	H29	H30	R元 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考
生活保護世帯の子どもの高校進学率(%)		目標			97.7	98.4	99.2	99.2	
		実績	96.2	90.6	92.2	96.4	98.2	R4.10月頃 判明予定	
出典:厚生労働省「生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率・就職率(中学校卒業後)の都道府県状況」		達成率			94.4%	98.0%	99.0%	—	
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国	6位	35位	28位	9位	3位	R 4.10月 頃判明予定	
		東北	1位	5位	5位	3位	2位		
	・ 令和3年度の実績値は未判明だが、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の実施等の取組により、2年度の実績値(98.2%、56人中55人)は、元年度の実績値(96.4%、83人中80人)からやや上昇した。								
	・ 本指標は対象者数が少ないため、傷病や不登校等による非就学・非就労者の有無が実績値を大きく左右する傾向にある(非就学・非就労者数:令和元年度2名、2年度1名)。								
・ 一般世帯との比較においては、令和元年度は△2.4ポイント(一般世帯98.8%)、2年度は△0.5ポイント(同98.7%)となっており、乖離が縮小している。									

2-3 施策の取組状況とその成果(施策の方向性ごとに記載)

(1) 里親委託の推進【地域・家庭福祉課】	指標	代表①
- 里親制度の普及啓発活動として、里親制度普及ポスター展を16会場で100日間開催したほか、里親制度の説明会を86回開催した。 - 里親登録を希望する方を対象として登録認定に必要な研修を県内3会場にて実施し、48組(67人)が受講した。その結果、令和3年度中に新たに28組が里親登録を行っている。 - 委託開始後の悩みや相談等に応じるため、里親への家庭訪問や電話による支援を延べ240回行った(養育開始に向けた家庭訪問9回、里親登録調査22回、未委託里親63回、既委託里親146回)。		

(2) 児童虐待への対応の強化【地域・家庭福祉課】	指標	—
- 平成30年12月に国が策定した「児童虐待防止対策体制強化プラン」に基づき、児童福祉司の増員を図った(R 1:29人→R 3:35人)。 - 児童虐待を行った保護者のうち心の問題があるとされたものに、臨床心理士等のカウンセリングによる心理的ケアを受けてもらい、児童虐待の再発防止を図った。		

(3) 子どもの貧困対策の強化【地域・家庭福祉課】	指標	成果①
- 令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村において策定することが努力義務となった「子どもの貧困対策の推進に関する計画」について未策定の自治体に対し、子どもの貧困対策の推進状況と今後の方針等を把握することを目的に調査や電話によるヒアリングを行い、策定に向けて支援した(3年度末まで策定済み20自治体、今後策定予定4自治体、未定1自治体)。 - 令和2年度に策定した「第2次秋田県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子ども食堂や制服のリユースなど、子どもの貧困対策に取り組む個人や団体等のネットワーク化に関する会議に参画した。また、3年11月に県社会福祉協議会により創設された「あきた子ども応援ネットワーク」について、教育庁や関係部局での情報共有と、関係機関に対する周知協力を行うなど、側面的な支援を行った。 - 生活困窮世帯の子どもに対し、集合型による学習支援を実施し、2町で19人が利用しており、うち中学校3年生8人は、全て高校に合格したほか、高校生1名が大学に合格した。 - ひとり親等の生活困窮者世帯の家計を改善することによって自立の促進を図るため、ファイナンシャルプランナーを家計相談員として派遣した。就労支援員や家庭相談員と連携しながら延べ3件の相談に対応し、債務の整理や今後の支出計画などについて助言を行い、自立に向けて支援を行った。 - 民生児童委員協議会の定例会やボランティア団体が開催する会合等に、子ども食堂や食料支援に取り組んでいる者を講師として派遣することで貧困問題への理解促進を図った(講師派遣5回)。		

(4) 学校との連携による健康・命の教育の推進

【健康づくり推進課、保健・疾病対策課、教育庁義務教育課、高校教育課、保健体育課】	指標	—
- 子どもたちの肥満解消などの現代的な健康課題の解決に向けて、これまでの指定地域における「早寝・早起き・朝ごはん」など、望ましい生活習慣の確立に向けた取組の成果を周知した。 - 学校における薬物乱用防止教育を推進するため、教員等を対象とした研修会（教員98人、関係者8人、計106人参加）を実施し、子どもたちの薬物乱用防止に関する正しい知識の習得を図った。 - 学校におけるがん教育を推進するため、教員等を対象とした研修会（教員96人、関係者2名、計98人参加）を実施し、その資質向上を図るとともに、児童生徒を対象としたがん教室（延べ10回、873人参加）の実施を支援した。 - 学校における食育を推進するため、保健体育課指導主事等が学校等を訪問し、「食に関する指導」における専門的事項の指導・助言や指導体制づくりを支援し、教職員の指導力と実践力の向上を図った。 - 公益社団法人秋田県栄養士会と連携して、高校生に対して栄養・食生活改善に関する出前講座を実施した（3校、計79人受講）。 - 秋田大学自殺予防総合研究センターが実施する、高校生を対象としたSOSの出し方講座（1校、14人）に助成した。また、県内17市町村が学校（小、中、高）と連携して実施するSOSの出し方講座に助成した。		

3 総合評価結果と評価理由

総合評価	評価理由
B	● 代表指標の達成状況については、①「里親委託児童数」は「a」判定であり、定量的評価は「A」。 ● 代表指標①に関しては、目標を大きく上回っているものの、全国と比較できる令和2年度の里親委託率（17.6%）は、全国平均（22.8%）を下回っている。 ■ 代表指標及び成果・業績指標の達成状況や施策の取組状況とその成果など総合的な観点から評価した結果、総合評価は「B」とする。

●定量的評価:代表指標の達成状況から判定する。

「A」:代表指標が全て「a」、「B」:代表指標に「b」があり、「c」以下がない、「C」:代表指標に「c」があり、「d」以下がない

「D」:代表指標に「d」、「e」を含む。ただし、「E」、「N」に該当するものを除く、「E」:代表指標が全て「e」、「N」:代表指標に「n」を含む

●定性的評価:成果指標・業績指標の達成状況を踏まえた上で、施策の取組状況とその成果、外的要因等から判定する。

■ 総合評価:定量的評価を踏まえた上で、定性的評価を考慮して、総合的な観点から「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階に判定する。

4 県民意識調査の結果

質問文		全ての子どもが生まれ育った環境にかかわらず、健やかに育まれる支援体制が整っている。				
調査年度		R元 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	R4 (H34)	前年度比
満足度	肯定的意見	13.2%	16.8%	14.2%	13.2%	△1.0
	十分 (5点)	1.8%	2.3%	1.8%	1.8%	+0.0
	おおむね十分 (4点)	11.4%	14.5%	12.4%	11.4%	△1.0
	ふつう (3点)	45.7%	47.5%	47.1%	46.4%	△0.7
	否定的意見	22.8%	19.3%	22.7%	23.1%	+0.4
	やや不十分 (2点)	14.3%	12.5%	15.3%	13.8%	△1.5
	不十分 (1点)	8.5%	6.8%	7.4%	9.3%	+1.9
	わからない・無回答	18.3%	16.5%	16.0%	17.3%	+1.3
	平均点	2.80	2.92	2.83	2.79	△0.04
調査結果の認識、取組に関する意見等						
○ 5段階評価の満足度の平均点は「2.79」で、「ふつう」の3より0.21低かった。回答では「ふつう」が最も多かった。 「十分」と「おおむね十分」を合わせた割合は13.2%、「ふつう」は46.4%、「不十分」と「やや不十分」を合わせた割合は23.1%であった。また、「肯定的意見」と「ふつう」を合わせた割合は59.6%であった。 ○ 「不十分」又は「やや不十分」の理由や県に求める取組として以下のような意見があった。 ・お金がない家の子どもや虐待、ヤングケアラーの子どもたちをもっと支援して救ってほしい。（女性／20歳代／秋田地域） ・里親制度に対する意識が低い。少子化に対してもっと関心を持つ必要がある。（女性／60歳代／鹿角地域） ・医療ニーズの高い子どもへの保育サービスが不十分。健常児同様に保育を受けられるようになり、地域で子どもを育てていける県になってほしい。（女性／30歳代／仙北地域）						

※端数処理の関係で満足度の割合の合計は100%にならないものもある。

5 課題と今後の対応方針

施策の方向性	課題(施策目標達成に向けた新たな課題、環境変化等により生じた課題 など)	今後の対応方針(重点的・優先的に取り組むべきこと)
(1)	○ 里親制度に対する県民の関心が依然として低いことや、「里親＝養子にする」といった偏ったイメージを持つ人が多い。 また、こうした背景から、里親として養育することへの不安や重圧を感じる人が多い。(県民意識調査で同様の意見あり) ○ 里親家庭での養育過程において、子どもの発達障害、愛着障害による問題行動等から、里親が養育の困難を感じ、心身の疲労やバーンアウト(燃え尽き症候群)によって、里親委託の解除が生ずる懸念がある。	○ 里親養育包括支援(フォスタリング)事業を担う秋田赤十字乳児院や各児童養護施設と連携し、広報イベントの開催や、市町村との協働による里親PRブースの出展など、引き続き里親制度の普及啓発を展開する。 ○ 養育中の里親が、悩みやストレスを一人で抱え込まないように、里親養育包括支援(フォスタリング)機関や里親支援機関の担当者が寄り添い型のサポートを行う体制を構築し、里親養育の不調を防止する。
(2)	○ 児童虐待相談対応件数が増加しており、児童福祉司に求められる知識や能力などが多岐にわたってきている。 ○ 要保護児童対策に関する市町村の相談体制や担当職員の専門性が不十分なため、地域の要保護児童等に対し適切な支援を行うことができない恐れがある。	○ 児童福祉司に対する研修充実やOJTを積極的に導入し、資質の更なる向上を図る。 ○ 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等を通して、市町村の対応力の強化を図るとともに、専門性を有する相談対応職員を配置した「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を積極的に促進する。
(3)	○ 市町村における「子どもの貧困対策計画」について、令和3年度末現在で20自治体が策定済みであり昨年度と変更はない。未策定の自治体においては、4自治体が今後作成予定としているが、1自治体では策定の見通しが立っておらず、依然として市町村の取組に差が見られる。 ○ 令和6年度までに全市町村において、子どもの貧困対策実施民間団体を設置することになっているが、設置済み市町村数は半数以下となっており、居住市町村によって受けられる支援に差が生じている。 ● お金がない家の子どもや虐待、ヤングケアラーの子どもたちをもっと支援して救ってほしい。(県民意識調査より)	○ 計画未策定の自治体に対して、個別に意見交換をする機会を設けるなど、計画の策定や施策の推進への継続的な支援を行う。 ○ 「あきた子ども応援ネットワーク」の活性化を支援しながら、全県域における子どもの貧困対策の展開への継続的な支援を行う。 ● こども基本法では、全てのこどもが、適切に養育されること、生活が保障されること、教育を受ける機会等が等しく与えられることを理念としており、県でもこの方針のもと、社会的な援助が必要なこどもや家庭に対し支援を継続していく。
(4)	○ 肥満傾向児の出現率は、年々低下傾向が見られるものの、全国平均を上回る傾向にある。 ○ 平成30年度から取り組んでいるSOSの出し方教育について、学校での主体的な取組が進んでいない。	○ これまでの指定地域における肥満傾向児対策等、健康課題解決に係る取組を保健体育課のWebサイトに掲載するとともに、各研修会等において、その成果の周知を図る。 ○ 中高生と目線の近い大学生を講師とし、秋田大学自殺予防総合研究センターと連携した取組を進めていく。また、文部科学省通知や自殺対策計画に基づき、学校の規模や特徴などの条件に合わせ、マニュアルなどを活用した取組を進めていく。

※●は県民意識調査結果に関する課題と今後の対応方針

6 政策評価委員会の意見

自己評価の「B」をもって妥当とする。